

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	芙蓉総合リース株式会社
【英訳名】	Fuyo General Lease Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 織田 寛明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目1番地1
【電話番号】	03(5275)8800
【事務連絡者氏名】	総務部長 植田 正道
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町五丁目1番地1
【電話番号】	03(5275)8800
【事務連絡者氏名】	総務部長 植田 正道
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 芙蓉総合リース株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13) 芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目2番2号) 芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部 (大阪府中央区高麗橋四丁目4番9号) 芙蓉総合リース株式会社 神戸支店 (神戸市中央区江戸町95番地)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金155円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 株主総会資料の電子提供制度導入に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更を行うもの。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するもの。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するもの。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するもの。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるもの。なお、本附則は期日経過後に削除するものとする。

2. 取締役会の招集権者及び議長に係る変更

取締役会の運営について、取締役会議長を業務執行取締役以外の取締役が務めるなど柔軟な対応を可能とするため、取締役会の招集権者及び議長の定めについては、現行定款第28条(取締役会規程)に基づき、取締役会規程に委譲することとし、現行定款第24条(取締役会の招集権者および議長)を削除するとともに、所要の変更を行うもの。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、辻田泰徳、織田寛明、細井聡一、高田桂治、岸田勇輔、一色誠一、市川秀夫、山村雅之、及び松本博子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

中村雅春を監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	281,221	225	-	(注)1	可決 99.90
第2号議案	281,290	156	-	(注)2	可決 99.93
第3号議案			-		
辻田 泰徳	267,151	14,293	-	(注)3	可決 94.91
織田 寛明	268,074	13,369	-		可決 95.23
細井 聡一	280,230	1,216	-		可決 99.55
高田 桂治	280,230	1,216	-		可決 99.55
岸田 勇輔	280,040	1,406	-		可決 99.48
一色 誠一	280,709	737	-		可決 99.72
市川 秀夫	280,758	688	-		可決 99.74
山村 雅之	280,762	684	-		可決 99.74
松本 博子	280,774	672	-		可決 99.75
第4号議案	273,686	7,323	435	(注)3	可決 97.23

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上